

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表執行役社長 櫛田 誠希

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施等について

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置について下記のとおりご通知申し上げます。

記

1. 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施等

(1) 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施

コード	対象銘柄	市場	貸借担保金率 ^(注) (うち現金担保分)
-	該当なし	-	-

(2) 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の変更

コード	対象銘柄	市場	貸借担保金率 (うち現金担保分)	
			変更後	現行
-	該当なし	-	-	-

2. 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の解除 (解除日(申込日) : 2025年2月28日)

コード	対象銘柄	市場	貸借担保金率 ^(注)
5574	(株)A B E J A	東京、PTS	30%

(注) 実施または解除後の貸借担保金率

3. 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の内容等について

(1) 内容

上記1. (1)、(2)の対象銘柄について、「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」に係る貸借担保金率を、それぞれ表記載のとおりといたします。なお、「貸借取引顧客取引分」および「清算取次貸借取引顧客取引分」については、当該措置の対象から除きます。

(2) 経過措置

上記1. (1)、(2)の増担保金については、実施日(申込日)前営業日現在の上記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」における貴社に対する融資または貸株残高を基準残高とし(実施日(申込日)以降、残高がこの基準残高を下回った場合、同残高を新基準残高とする。)、基準残高の範囲内に相当する部分に係る増担保金の差し入れ日時は、追って通知いたします。

(3) 差入猶予期間中の担保金の徴収

上記1. (2)の対象銘柄について、経過措置により徴収を猶予している増担保金については、変更日(申込日)から2営業日後(決済日)にお差し入れ願います。

以 上